

回 覧										

消費生活センターだより(冬号)

発行：橋本市消費生活センター
0736-33-1165
発行日：令和6年2月1日

私たちの日常生活や災害時にも活躍する電池ですが、使い方をまちがえると、液漏れや発熱してやけどしたり、破裂して破片でけがをしたりしてしまいます。きちんと電池の向きがまっているか確認し、長期間使用しないときは電池を外しておきましょう。

令和5年度 相談受付状況 (4月～12月)

苦情相談件数 277件
(前年同時期より 92件減少)

苦情相談の販売形態割合

- 1位 **通信販売** (36%)
- 2位 **店舗購入** (19%)
- 3位 **訪問販売** (8%)

契約者の年齢別割合

- 1位 **70歳代** (24%)
- 2位 **80歳代以上** (15%)
- 3位 **60歳代** (14%)



※60歳代以上の中高年層からの
ご相談が全体の **53%**を占めています。

前年に引き続き、通信販売（インターネットやテレビ、折込広告などを見て注文）に関する相談が、最も多くなっています。

トラブルの事例としては、

- ① 「初回〇〇円」や「お試し無料」など、お得感に惹かれ注文したが、1回限りの購入では終わらず、定期購入となっていた。
- ② 注文した商品と違う物が届いたり、お金を振込んだが商品が届かなかったりするほか、返品やキャンセルを申し出ると手数料がかかると言われた。

通信販売はクーリング・オフの対象外です。

購入商品の返品や解約については、事業者のルールに従うこととなります。注文する前に正規サイトであるかどうか、契約内容や利用規約等をきちんと確認し、注文する時は必ず『最終確認画面』を証拠として残しておきましょう。

震災に関する義援金詐欺にご注意!!

過去の震災時には、福祉団体や公的機関などを名乗る、義援金詐欺と疑われる事例が多数寄せられています。義援金を装った詐欺に遭わないように注意してください。

- * 公的機関が各家庭に電話等で義援金を求めることはありません。
- * 義援金を寄付する時は、募っている団体等をよく確認しましょう。
- * 口座振込する場合は、振込先の名義をよく確認しましょう。
- * 不審に思った時、被害に遭った時は

消費生活センターや警察相談専用電話（#9110）へ相談しましょう。

くらし応援隊養成講座を開催!

受講料
無料

悪質商法や契約トラブル、製品事故などの消費者問題について学びませんか？
学んだ知識を活かし、ご自分や家族、地域の方の消費者トラブルを防ぎましょう。

日時	講座内容	講師
2/6 (火) 13:30~16:00	橋本市の消費者行政、くらし応援隊の役割、 消費者トラブルの現状	橋本市消費生活センター
2/13 (水) 13:30~16:30	知っておきたい法律知識	弁護士 森田 拓哉 氏
3/12 (火) 13:30~15:30	身近な消費者トラブルを防ぐための見守り&啓発 テクニク	NPO 法人 消費者サポートネット和歌山

会場：教育文化会館 3階 第3研修室

対象：15歳以上の市民で、原則 講座すべてに参加できる方

申込み：来庁または電話・FAX・Eメールのいずれかの方法で氏名・住所・連絡先・年齢をお知らせください

橋本市消費生活センター

電話：0736-33-1227（相談専用）

電話：0736-33-1165（くらし応援隊養成講座のお問い合わせ）

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号 橋本市役所1階 窓口⑤

FAX：0736-33-1200 Mail：hashimoto_cc@city.hashimoto.lg.jp



橋本市マスコットキャラクター
はしぼう